

一般社団法人 東京都文京区歯科医師会

入 会 案 内



〒113-0033 東京都文京区本郷 5-29-13 赤門アビタシオン308号室

TEL. 03-3812-9627 / FAX. 03-3815-2988

【HP】 <http://bunshi.or.jp> / 【E-mail】 jimusho@bunshi.or.jp

入会に関してのご案内

文京区歯科医師会は、大正9年10月に東京府歯科医師会の支部として発足しました。昭和22年8月に東京都歯科医師会から独立し、社団法人となりました。その後、平成24年4月1日に、社団法人より一般社団法人に移行しましたが、発足から現在まで一貫して文京区民の健康維持に貢献すべく、文京区行政と連携し、各種事業を行っています。

文京区歯科医師会では会員一同手を携えて、区民の方々の口腔健康を通して全身の健康維持増進を図っていくことを最重要と考え、本案内に記載するような事業を実施してまいりました。ぜひ先生にもご参加いただき、地域医療の実践にご協力いただきたく、ここに、ご入会を案内させていただきます。

また、文京区歯科医師会は小石川歯科医師会、文京区医師会、小石川医師会、文京区薬剤師会、さらに、東京都立駒込病院、東京都立大塚病院、東京都保健医療公社豊島病院、東京都健康長寿医療センター、JCHO 東京新宿メディカルセンターとの医療連携も綿密に行っており、加えて、緊急時の対応として日本医科大学付属病院や東京科学大学病院、東京大学医学部附属病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院など区内各大学病院との連携も図っております。

入会した方が良いか否か考える時に、入会による金銭的負担（入会金や会費等）や時間的負担（会合や公衆衛生活動への参加）等のデメリットにばかりに目が向きがちです。しかし文京区歯科医師会会員一同は、地域医療を通じての区民へ貢献するという達成感や各種事業への参加による報酬や歯科医師会が企画する福祉厚生により、それらのデメリットを補って余りある価値を持つ文京区歯科医師会でありたいと考えております。そして必ずや今後も皆様の期待にそえる文京区歯科医師会であり続けると確信しております。文京区歯科医師会と一緒に歩み、私達の明るい未来を構築して行きましょう。

本会の活動内容、会費、関連団体、福利厚生等につきましては、本案内を是非ご一読いただき、入会の参考にいただければ幸いです。

令和7年3月

I. 公衆衛生事業

下記の 1. と 2. の事業は区の規定によりそれぞれ報酬があります。

歯周疾患検診事業・妊婦歯周疾患検診事業・休日歯科応急診療事業に参加すれば、日本歯科医師会・東京都歯科医師会・文京区歯科医師会の会費の合計に近い報酬が得られます。

1. 本会が文京区より委託を受けている地域医療事業

1. 1) ～ 8) 、 2. 1) 、 3. 1) の事業は 2 年に 1 度協力医を募集しています。

1) 歯周疾患検診

文京区在住の 30 歳から 70 歳までの 5 歳刻み及び 76 歳と 81 歳の区民を対象とした成人歯周疾患検診（う蝕検診も含む）を行っています。

毎年 7 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間に会員の各歯科医療機関で実施しています。

2) 妊婦歯周疾患検診

文京区在住の妊婦を対象とした歯周疾患検診（う蝕検診も含む）を行っています。各歯科医療機関で通年実施しています。

3) 休日歯科応急診療

日曜、祝祭日、ゴールデン・ウィーク、年末・年始に会員の歯科医療機関にて、急性症状を持つ患者に対して歯科応急診療を行っています。

4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導

区内在住の通院困難な方を対象にして、患家にて歯科健診、予防相談と指導を行っています。

必要があれば治療に移行します。

5) 障害者歯科治療

文京区在住で障害のある方を対象として、毎週土曜日、シビックセンター 3 階保健サービスセンター歯科室にて歯科治療を行っています。

年 2 回の協力医研修会を開催して、研鑽に励んでいます。

6) 区立幼稚園・小学校・中学校での歯科定期健康診断と口腔保健教育

文京区学校歯科医会と連携し、歯科定期健康診断と口腔保健教育を行っています。

7) 文京区認可保育所等での歯科健康診査と歯科衛生指導

区立保育園・私立認可保育園の園児に対し、歯科健康診査と歯科衛生指導を行っています。

8) 保健サービスセンター本郷支所協力事業

(1) 母親学級

管轄内在住の初妊婦に対し歯科保健教育・保育教育を行っています。

毎月第 2 火曜日に実施しています。

(2) 1 歳 6 か月児歯科健康診査

管轄内在住の 1 歳 6 か月児を対象に歯科健診を行い、保護者に対して歯科保育教育を行っています。

毎月第 2 水曜日に実施しています。

(3) 3歳児歯科健康診査

管轄内在住の3歳児を対象に歯科健診を行い、幼児及び保護者に対し歯科指導を行っています。

毎月第4水曜日に実施しています。

(4) 歯科保健相談（未就学の乳幼児）

管轄内在住の乳幼児を対象に定期健診や予防を希望する児童に対して3か月毎に口腔の健康管理を行っています。

毎週木曜日に実施しています。

(5) 介護予防事業（口腔機能向上教室）

文京区在住の65歳以上を対象として介護予防のために口腔機能の維持・向上を目的とした教室を開催しています。

年3回実施しています。

2. 地域の高齢者等保健医療活動への貢献

1) 「千駄木の郷」健診・治療事業

特別養護老人ホーム「千駄木の郷」利用者の歯科健診・治療を行っています。

毎月第3木曜日に実施しています。

2) 「若駒の里」健診事業

文京区立本郷福祉センター「若駒の里」利用者の歯科健診を行っています。

概ね毎年8月に実施しています。

3) 「そよかぜ」検診事業

教育センター児童発達支援「そよかぜ」利用者の歯科検診を行っています。

概ね毎年11月に実施しています。

3. その他に本会が委託を受けている地域医療事業

1) 「グッドライフケアホーム向丘」健診・診療事業

「グッドライフケアホーム向丘」利用者の歯科健診・診療を行っています。

在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業を適用できます。

2) 認可外保育園での口腔保健教育

認可外の保育園の園児に対し歯科健康診査と歯科衛生指導を行っています。

4. 文京区の行事や文京区との共催行事へ歯科医師として参加して区民と交流しています。

1) 「歯と口の健康づくり」

毎年、歯と口の健康週間にあわせて開催しています。

春の歯科検診に基づき、学童に対する「よい歯のバッジ」の贈呈、よい歯の個人・学校表彰とよい歯のポスター・図画表彰を行い、講演会を開催しています。

2) 区民と歯科医師会のつどい事業

区民を対象に毎年10月に本郷台中学校において「お口のなんでも相談会」という口腔の健康に関する相談会を開催し、区民の健康増進を図ると共に歯科医師会

の活動への理解を深めています。

Ⅱ．学術

1．以下の学術講演会に“無料”で参加することができます。

日本歯科医師会に【E-system】研修会と認定された研修会に所定の回数参加すると日本歯科医師会生涯研修事業修了証が発行されます。

日本歯科医師会生涯研修総合認定医制度もあります。

1) 本会主催の学術講演会（年2～4回）

著名講師による講演会を企画し、開催しています。

2) 小石川歯科医師会との合同講演会（年1回）

毎年妊婦関連の研修会を開催しています。

3) 本会事業委員会四部会が主催する講演会や研修会

本会会員は下記四部会に参加し、研修会を企画・開催し、研鑽を積んでいます。

(1) 学術部会(年2～4回)

(2) 保険部会(年2～4回)

(3) 公衆衛生部会(年2回程度)

(4) 医療管理部会(年2回程度)

4) 各連携病院での歯科研修会

主に東京都立大塚病院・東京都保健医療公社豊島病院で開催される歯科研修会を案内しています。

5) 東京都歯科医師会主催の研修会・講演会

東京都歯科医師会が主催する東京都内の歯科大学・大学歯学部 of 著名講師による卒後研修を案内しています。

6) 日本歯科医師会・東京都歯科医師会が共催する研修会・講演会

日本歯科医師会・東京都歯科医師会が共催する生涯研修セミナーを案内しています。

日本歯科医師会他には研修教材「日歯生涯研修ライブラリー」の制作・HP配信等を通じた研修事業も行っています。

7) 文京区医師会主催の学術集会（年1回）

毎年1月に文京区医師会・文京区歯科医師会・文京区薬剤師会・訪問看護ステーション連絡会から演題を出し合い、講演会を開催しています。

8) 区民対象の「公開講座」（不定期）

Ⅲ．保険

1．保険に関する講習会等の開催

1) 保険整備会の開催（月1回）

毎月会員のレセプトの整備、レセプト・CDの審査支払機関への提出を行っています。

2) 保険講習会の開催（年2回）

東京都歯科医師会の保険担当理事や審査支払機関の審査員に保険請求の勘どころを講習していただいています。

3) 保険部会の開催（年2～4回）

本会会員主体で保険に関する部会を企画・開催し、研鑽を積んでいます。

4) 関係資料の配布

2. 新規指導・個別指導の事前相談・指導、当日の立ち会い

新規指導・個別指導を初めて受ける際にはわからないことや不安があるのではないのでしょうか。

ベテランの本会指導員に事前相談や指導を仰いだりできます。

また新規指導・個別指導を受ける際には本会の指導員が立ち会い（付き添い）いたしますので安心して指導が受けられます。

IV. 福祉共済

1. 福祉金について

万が一の病気、死亡、火災の際には文京区歯科医師会福祉部規約に基づき、文京区歯科医師会から福祉金が給付されます。

また、東京都歯科医師会福祉総合保険金、日本歯科医師会福祉共済保険金も給付されます。

2. 健康保険・年金について

東京都歯科医師会会員のための東京都歯科健康保険組合（以下、歯科健保）に加入できます。

但し、現在、医療法人では事業主・従業員の両者が厚生年金保険も含めて加入できます。しかし個人診療所では従業員は歯科健保に加入できますが、事業主は加入できません。常勤雇用が5人以上の個人診療所の従業員のみ厚生年金保険に加入できます。

歯科健保の保険料率は「協会けんぽ」より若干低く、加入者には疾病予防の助成金（人間ドック・脳ドック3万3千円、インフルエンザ予防接種2千円、各種がん検診など）、宿泊助成金（2千円）などがあり、そのほかにも特典がたくさんあります。詳細は歯科健保のHPや本会事務所にある「健康保険組合加入のご案内」で確認してください。

V. その他

1. 小石川歯科医師会、文京区医師会、小石川医師会、文京区薬剤師会との交流を図っています。

さらに文京区医師会、文京区薬剤師会とは本郷地区三師会としてさまざまな連携をしています。

2. 病診連携の推進・強化を図っています。

- 1) 東京都立駒込病院、東京都立大塚病院、東京都保健医療公社豊島病院、東京都健康長寿医療センター、JCHO東京新宿メディカルセンター、東京医科歯科大学医学部・歯学部附属病院、東京大学医学部附属病院、日本医科大学付属病院、順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を推進しています。
- 2) 特に周術期口腔機能管理において東京都立駒込病院、日本医科大学付属病院との連携を強化しています。

3. 患者さんからの苦情相談・医事処理サポートを行います。

- 1) 東京都歯科医師会は、会員の責任による医療行為上のトラブル、医事紛争に対し、代行処理をする機関として、東京都歯科医師会医事処理委員会を設置しています。
(専門の弁護士、医事処理委員会に無料に対応していただけます。)
- 2) 小石川歯科医師会と合同で、文京区地域包括ケア歯科相談窓口(TEL090-4544-8020)を設けて、区民の相談を受けています。この相談窓口では区民の希望により会員歯科診療所の紹介も行っています。

4. 各種保険の団体加入制度があります。

団体割引が適用される保険もありますので、是非ご活用ください。

- 1) 日本歯科医師会福祉共済保険
- 2) 東京都歯科医師会福祉総合保険
- 3) 東京都歯科医師会団体医師賠償責任保険(団体割引20%適用)
- 4) 団体総合生活保険(東京海上日動火災保険株式会社)(団体割引30%)

5. 新年会、レクリエーションの開催

主に会員同士の親睦を図ります。

新年会は毎年1月に開催しています。

レクリエーションは2年に1回開催しています。

6. 大規模災害時における文京区との連携等

文京区と文京区歯科医師会は「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」を締結しています。

文京区が大規模災害時に医療救護所を開設した際には編成してある歯科医療救護班を派遣します。また編成してある会員安否確認班が会員の安否確認を行います。

7. 管轄警察署(駒込警察署・本富士警察署)との連携

駒込警察署・本富士警察署・文京区歯科医師会の3者において「大規模災害・事故及び事件等発生時の歯科的身元確認活動に関する協定書」を締結しており、警察からの依頼により身元不明のご遺体の歯科的身元確認を行っています。

駒込警察署・本富士警察署・文京区歯科医師会の3者において「特殊詐欺被害根絶を目的とする情報提供及び情報活用に関する協定書」を締結しており、振り込め詐

欺捜査に協力しています。

なお、本会と小石川歯科医師会と合同で、文京区内四警察署（駒込警察署・本富士警察署・富坂警察署・大塚警察署）との合同研修会も開催しています。

8. 税務講習会の開催

毎年1回（12月頃）、本郷税務署から上席国税調査官を講師にお招きして、税務講習会を開催しています。納税に関する最新情報を得て、知識を深め、税務申告に役立てています。

VI. 入会手続き

1. 入会までの手順は以下の通りです。

- 1) 本会事務局にご連絡いただき、入会申込書を請求して下さい。
- 2) 入会申込書などの書類に必要事項を記入し、本会へ提出して下さい。
- 3) 書類が受理されたら、事務局と面談日時を打ち合わせの上、本会の理事と面談を行います。
- 4) 面談後、理事会で入会の審査を行います。
- 5) 理事会で入会承認後、入会に必要な諸費用をお支払いいただき、入会となります。

2. 入会に必要な提出書類

- 1) 入会申込書（日本歯科医師会、東京都歯科医師会、文京区歯科医師会）
- 2) 公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険加入申込書
- 3) 公益社団法人東京都歯科医師会福祉総合保険加入申込書
- 4) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

3. その他の同封書類

- 1) 入会会費内訳書
- 2) 入会会費分納について
- 3) 日本歯科医師会福祉共済保険制度重要事項説明書
- 4) 東京都歯科医師会福祉総合保険重要事項説明書

4. 申し込み先

一般社団法人 東京都文京区歯科医師会

〒113-0033 東京都文京区本郷5-29-13 赤門アビタシオン308号室

TEL. 03-3812-9627／FAX. 03-3815-2988

【HP】 <http://bunshi.or.jp/> 【E-mail】 jimusho@bunshi.or.jp

日歯・都歯会費内訳及び本会会費内訳

令和6年4月1日現在

		1 種	2 種※2	高 齢 ※ 3	特別会員 A	特別会員 B	摘 要
本 会	会 費	104,000	57,000	52,000	5,000	104,000	入会時福祉基金 2,000円 なお事故ある時は別途徴収
	福 祉 金	5,000	5,000	5,000	0	5,000	
	事務所修繕 費積立金	2,000	2,000	2,000	0	0	
都 歯	会 前 期	28,000	14,000	2,000	0	0	納期 5月31日まで
	費 後 期	28,000	14,000	2,000	0	0	納期 10月31日まで
	福祉保険料	34,000	34,000	34,000	0	0	入会時は別途算定 ※1
日 歯	会 前 期	19,000	9,500	0	0	0	納期 5月31日まで
	費 後 期	19,000	9,500	0	0	0	納期 10月31日まで
	合 計	239,000	145,000	97,000	5,000	109,000	

※1 傷病保険金1回から12回まで12万円、13回から36回まで8万円支給、入院の場合1日につき5千円加算、死亡の場合50万円、火災・災害の場合最高120万円

※2 2種会員に限り日歯からの刊行物の送付が不要の場合、異動届の提出によりさらに年2千円減額

※3 本会は、満70歳以上、在籍25年以上で高齢会員（但し4月1日現在の年齢）
 都歯は、満70歳以上、在籍35年以上で終身会員（満80歳以上は会費4千円が免除）
 日歯は、満75歳以上、在籍35年以上が終身会員となり会費免除（但し経過措置あり）

◎ 本会入会金

1 種 1 万円 他に事務所出資金 22 万円、事務所出資返済基金 2 万円

2 種 1 万円 他に事務所出資返済基金 1 万円

1 種、2 種共に事務所修繕費特別負担金 4 万円

特別会員 A 0 円

特別会員 B 0 円

◎ 東京都歯科医師会入会金

1 種、2 種共に 1 万円 医事処理負担金 1 種、2 種共に 5 万円

◎ 日本歯科医師会入会金

1 種、2 種共に1万円

日歯福祉共済保険料 月額 8 千 5 百円は各自銀行より振込（入会時のみ 2 ヶ月分

1 万 7 千円納入、その後 2 万 5 千 5 百円を 3 ヶ月毎に振替）、火災・災害のある場合
 最高 8 百万円、死亡の場合年齢により 4 百万円～ 1 千万円支給

一般社団法人 東京都文京区歯科医師会 入会案内

令和3年8月31日 印刷

令和3年8月31日 発行

発行者 三羽敏夫

発行所 一般社団法人 東京都文京区歯科医師会
〒113-0033

東京都文京区本郷 5-29-13

赤門アビタシオン 308号室

TEL 03-3812-9627

編集委員 三羽敏夫 藤田良治 石原 忍
田中武久 森 玲子 吉野 徹
依田 泰 田中拓久 廣田実可子
中村 力 菅野多真 萩野礼子

印刷所 大昭和印刷株式会社